# お願い]3か月以上滞在される場 合せ先:大使館領事部 電話22 合 696 5005 在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 5006 各種証明書、 在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ

# ポーランド政治・経済・社会情勢

(2022年8月25日~2022年8月31日)

令和4年(2022年)9月2日

# 政治

コシニャク=カミシュ「農民党」(PSL)インタビュー記事

Campus Poland of the Future

ドゥダ大統領のインタビュー

政党別支持率に関する最新の世論調査結果

欧州司法関係団体がEU理事会によるポーランド国家復興計画(KPO)承認を欧州司法裁判所(EC J)に提訴

モラヴィエツキ首相の仏・パリ訪問

ラウ外相のブレッド戦略フォーラム出席

モラヴィエツキ首相と尹錫悦韓国大統領との電話会談

モラヴィエツキ首相のバルト海エネルギー安全保障サミット出席

来年度国防予算案の採択

ラウ外相のEU非公式外相会合出席

ラウ外相の第26回フォーラム2000出席

# 治安等

女性一人旅での安全度にかかる調査結果 テロ脅威警戒レベルの延長 公安庁、テロ容疑者の強制送還を公表

# 経済

ポーランド政府2023年予算法案採択 多くのポーランド人が食料価格の値上げを受ける モラヴィエツキ首相がCO2排出価格の低減を提案

# 大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

欧州でのテロ等に対する注意喚起

エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

「たびレジ」への登録のお願い

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

マイナンバーカード取得のお願い

年金受給者の現況届提出について

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

大使館広報文化センター開館時間

文化行事 · 大使館関連行事

## 在ポーランド日本国大使館

ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000

http://www.pl.emb-japan.go.jp

# 内 政

# コシニャク=カミシュ「農民党」(PSL)インタビュー記事【26日】

26日、ジェンニク・ガゼタ・プラヴナ紙は、コシニャク=カミシュ「農民党」(PSL)党首のインタビュー記事を掲載した。同党首は、次期議会選挙における野党陣営の候補者リストとして、PSL、「ポーランド2050」及び「合意」によるリストと「市民プラットフォーム」(PO)及び「左派」のリストの2つを想定していると語った。また、同党首によれば、2つのリストは野党の勝利を、5つのリストは与党「法と正義」(PiS)の勝利を、1つだけのリストは明確さとアイデンティティーの欠如を意味するという。さらに、同党首は、PSLとPiSの連立の可能性を排除するとともに、PiSが提示した選挙法の改正についてはいかなる野党も支持しないと述べた。

# Campus Poland of the Future [26日]

26日から31日にかけて、ポーランド北部オルシュティン近郊において、チシャスコフスキ「市民プラットフォーム」(PO)副党首兼ワルシャワ市長がイニシアティブを発揮するイベント「Campus Poland of the Future」が行われ、約1,300人の18~35歳の若者が参加した。トゥスクPO党首、ホウォヴニャ「ポーランド2050」代表、コシニャク=カミシュ「農民党」(PSL)党首、グロツキ上院議長、ステファンチュク・ウクライナ最高議会議長、ブジェジンスキ駐ポーランド・米国大使などが登壇し、議論を交わした。イベントを通じて、選挙やロシアのウクライナ侵略、対EU・NATO関係、エネルギー・食料安全保障、インフレ、環

境問題、妊娠中絶などの女性の権利、LGBTQI+、 教育、政教分離など幅広いテーマについて意見交換 が行われた。

# ドゥダ大統領のインタビュー【29日】

29日、ドゥダ大統領は、Radio Zet のインタビューに応じた。同大統領は、選挙法の改正や選挙区の増加について、詳細な提案を待っていると述べ、地方選挙の延期について同意を示唆した。また、オドラ川の環境汚染について、環境保護局と水道局との間の調整不足と役割分担の問題を示していると強調した。さらに、欧州復興基金の支払いに言及し、欧州委員会が約束を破ったために未だにポーランドへ基金が支払われていないとコメントした。加えて、近日中にセネガルなどのアフリカ諸国を訪問し、ポーランドへのガス輸出について協議すると付け加えた。

# 政党別支持率に関する最新の世論調査結果【29日】

29日、ジェチポスポリタ紙は、世論調査機関IBRi Sが実施した政党別支持率に関する最新の世論調査結果を発表した。首位を占めたのは、引き続き与党「法と正義」(PiS)であり、30.9%(先月比-4.0%)の支持率を得た。第2位は最大野党会派「市民連立」(KO)となり、25.8%(同-1.9%)の支持を集めた。第3位となったのは「ポーランド2050」であり、12.1%の支持を受けている。以降の順位は、「左派」(10.1%)、「農民党」(PSL)(5.2%)、「同盟」(3.2)%という結果が出た。

# 外交•安全保障

# 韓国からの戦車及び榴弾砲購入契約の承認【26日】

26日、ブワシュチャク副首相兼国防大臣は、ポーランド軍への韓国製K2戦車180両及びK9自走榴弾砲212門の納入に関する契約を承認した。これは、7月に韓国と締結した枠組み協定に基づく契約である。契約には、訓練、兵站及び弾薬の供給が含まれており、ポーランド軍兵士の訓練が今年10月から韓国で開始される。

## スロバキアの空域防護への参加【27日】

27日、ブワシュチャク副首相兼国防大臣は、スロバキアの空域を防護する共通の宣言についてチェコとスロバキアの閣僚とともに署名した。これは、スロバキアのMiG-29戦闘機の運用停止に伴うものであり、9月1日よりポーランド空軍のF-16戦闘機はスロバキアの空域に活動範囲を拡大することになる。

欧州司法関係団体がEU理事会によるポーランド国

# 家復興計画(KPO)承認を欧州司法裁判所(ECJ) に提訴【28日】

28日、4つの欧州の司法関係団体(AEAJ、EAJ、Rechters voor Rechters、MEDEL)は、EU理事会がポーランドの国家復興計画(KPO)を承認するという決定を下したことについて、欧州司法裁判所(ECJ)に提訴した。4団体は、欧州委員会とポーランド政府との間で合意に達したいわゆる「マイル・ストーン」は、裁判所の独立性と司法の公平性を確保するという意味ではあまりにも不十分であり、また、ECJ判決を無視していると述べている。4団体によれば、KPOの中で最も議論を呼んでいるのはポーランド最高裁判所規律部の判決によって影響を受けた裁判官を職務復帰させる手続であるという。

# モラヴィエツキ首相の仏・パリ訪問【29日】

29日、モラヴィエツキ首相は、パリを訪問し、マクロン仏大統領と会談を行った。会談では、ポーラン

ド・仏の協力の可能性や二国間関係、欧州のアジェンダという文脈でエネルギーと防衛の問題が主要議題として提起されたほか、ウクライナへのさらなる支援についても話し合われた。同首相は、パリ訪問中、フランス企業運動(MEDEF)の代表者とも会談を行った。

# ラウ外相のブレッド戦略フォーラム出席【29日】

29日、ラウ外相は、スロベニアを訪問し、ブレッド 戦略フォーラムに出席して「How many Europes in Europe?」と題したパネルに登壇した。 同外相は、ウ クライナの独立をかけた戦いは、自国の発展の道の を主権的に選択する権利を求める闘いでもあり、 キーウが欧州を選択したことは本格的なEU加盟を 志向していることを意味すると指摘した。また、この ような目的を達成することは大きな挑戦であるが、E Uの魅力と世界的影響力を維持するためには、マル チスピードの欧州を作るという誘惑を断ち切らなけれ ばならないと強調した。さらに、現在進行中のEU機 能改革に関する議論についても言及し、エネルギー 安全保障、防衛、拡大政策など多くの問題において、 ロシアのウクライナ侵略以前の時期に一部のEU加 盟国が示していた立場が誤っていたことがわかった と指摘した。

# <u>モラヴィエツキ首相と尹錫悦韓国大統領との電話会</u> 談【30日】

30日、モラヴィエツキ首相は、尹錫悦韓国大統領と電話会談を行った。両首脳は、ポーランドと韓国の経済協力、エネルギー安全保障、ロシアの侵略が続く中での原子カエネルギーについて議論した。同首相は、近年のポーランド・韓国関係の深化に満足していると表明した。

# <u>モラヴィエツキ首相のバルト海エネルギー安全保障</u> サミット出席【30日】

30日、モラヴィエツキ首相は、コペンハーゲンを訪問してバルト海エネルギー安全保障サミットに出席した。サミットには、デンマーク、エストニア、フィンランド、ドイツ、ラトビア、スウェーデンの政府首脳のほか、ナウセーダ・リトアニア大統領とフォン・デア・ライエン(VDL)欧州委員会委員長も参加した。サミットの主なポイントは、可及的速やかにロシアの化石燃料への依存を解消するための議論であった。首脳らは、エネルギー安全保障の分野での協力を強化し、バルト海の風力エネルギーインフラについて2030年までに19.6MWを生産するという目標が設定す

る共同宣言に署名した。同首相は、エネルギー転換に向けた取組を進めるために欧州のエネルギー安全保障の確保とウクライナの平和回復がいかに重要であるか強調した。

# 来年度国防予算案の採択【30日】

30日、閣僚評議会は2023年の国家予算案を採択し、国防予算は過去最大を計上した。国防予算は974億ズロチであり、GDPの3%を達成した。また、この金額に加えてBGK銀行の軍支援基金から約300~400億ズロチが支出される予定である。

# ラウ外相のEU非公式外相会合出席【30日~31日】

30日から31日にかけて、ラウ外相は、プラハを訪問してEU非公式外相会合(ギムニッヒ)に出席した。同外相は、ロシア社会の圧倒的大部分がロシア当局の犯罪的な政策を支持していることから、すべてのEU加盟国によるロシア国民への観光ビザ発給の緊急停止が必要であると指摘した。会合の主要な議題は、ロシアのウクライナ侵略のほか、EU・アフリカ関係であった。同外相は、ウクライナ、モルドバ及びジョージアの外相とも会談を行った。

# ラウ外相の第26回フォーラム2000出席【31日】

31日、ラウ外相は、プラハを訪問していた第26回 フォーラム2000に出席した。同外相は、リパフス キー・チェコ外相やクレーバ・ウクライナ外相やベア ボック独外相、ボレルEU外務・安全保障政策上級 代表とともに、「ウクライナ:成功へのビジョン」と題し たウクライナの将来に関するパネルに登壇した。同 外相は、ウクライナにEU加盟候補国の地位を付与 したことはキーウの将来にとって極めて重要な意味 を持つと強調し、EU加盟国は加盟プロセスのダイナ ミクスの高さを維持し、停滞を防ぐよう努力すべきで あると指摘した。また、「このような戦略的な政治プロ セスを継続するために、我々はあらゆる手段を講じ なければならない。今後数年間、これは少なくともウ クライナの戦後復興と同じぐらい重要な役割を果た すと確信している。」と強調した。さらに、将来の加盟 によってもたらされるEUとウクライナの相互利益に 言及し、欧州委員会がキーウのEU加盟プロセスに おけるウクライナの進捗状況について意見書の第2 部を提示することへの期待を表明した。加えて、ウク ライナの共同体への加盟プロセスの前向きな発展に 資する環境を確保するため、行政や予算の解決策 について検討する必要があることに注意を促した。。

#### 治安等

# 女性一人旅での安全度にかかる調査結果【31日】

ある旅行会社が女性の一人旅で最も安全な国に 関する調査結果を発表したところ、ポーランドは、調 査対象国34か国中、10番目に安全であったとのこ とである。同社は、女性の殺人被害者人数や暴力被害にあった女性の人数など8つの指標を元にスコアを算出し、最も安全な国はアイルランド、次いでノルウェーであった。同社によると、女性一人旅で危険と

された国は、コロンビア、コスタリカ、米国、チリ、トルコであったと指摘した。

# テロ脅威警戒レベルの延長【31日】

31日、モラヴィエツキ首相は、同日23時59分までを期限としていたテロ脅威警戒レベルを11月30日23時59分まで延長する政令に署名した。これにより、ポーランド全域に発令されているサイバー空間におけるテロ脅威警戒レベル「CHARLIE」、及びウクライナ国境地域2県に発令されているテロ脅威警戒レベル「BRAVO」は維持されることになる。テロ脅威警戒レベルの発令によって、治安当局や行政機関は警戒を怠らないようにするとともに、テロ対応の体制を整える義務を負う。同措置は、2月28日以降、

継続して発令されている。

# 公安庁、テロ容疑者の強制送還を公表【9月1日】

9月1日、公安庁(ABW)は、国境警備隊と協力し、グルジア人マムク・T(別名アブカール・T)を強制送還したと発表した。同人は、本年7月8日、ポーランド国内でテロ活動を行っていた容疑で拘束された。公安庁は、マムク・Tがテロ活動に関与した人物と接触を維持しており、いわゆるイスラム国による武力紛争に参加する可能性があると判断した。また、当該グルジア人は、ポーランド経由で西欧へのアラブ系外国人の不法移住を組織しており、恐喝や麻薬犯罪にも関与していた。同人は、7月22日にポーランドかグルジアに強制送還されたという。

# 経 済

# 経済政策

# ポーランド政府2023年予算法案採択【30日】

政府は8月30日、2023年の予算法案を採択した。 モラヴィエツキ首相の報告によると、来年の歳入予算 は6044億ズロチで2022年より約1050億ズロチ多 く、歳出は6690億ズロチ(2022年の当初計画は5 220億ズロチ)、2023年の計画赤字は650億ズロ チ(2022年の赤字限度額は300億ズロチ)となる。 財政部門全体の赤字は、GDP比で4.2~4.4%と なり、国家債務は、今年のGDP52. 2%に対し、来年は53%になる見込み。医療費がGDPの6%を超え、国防費がGDPの3%を超えると予想されている。また、2023年GDPは前年比1. 7%増、平均インフレ率は前年比9. 8%、2023年末の失業率は5. 4%、給与は前年比10. 1%増となると予想されている。

## ポーランド産業動向

# 多くのポーランド人が食料価格の値上げを受ける【3 1日】

ポーランド人の87%が食品価格の上昇による影響を強く受けていると感じていることが Payback Polska の調査におり明らかになった。また、71%が燃料費の上昇、45%が光熱費の上昇による影響を最も強く受けていると回答している。インフレ率の上

昇により、人々は支出を削減せざるを得なくなっており、どのような出費を抑えたり、止めたりしたかという質問に対しては、45%が映画館やレストラン、36%が食品・燃料・交通費、31%がエネルギーコストと答えている。 95%が更なる物価上昇を恐れているとも答えている。

#### エネルギー・環境

# モラヴィエツキ首相がCO2排出価格の低減を提案 【30日】

ポーランド政府は、数ヶ月間、CO2排出量取引制度(ETS)の変更を提唱しており、今般、モラヴィエツキ首相はフランスを公式訪問した際、EU全体に対して当該変更案を出した。同首相は、ロシアのガスの脅しによるエネルギー危機から脱出する方法を2つ提案した。第一に、CO2排出枠の価格を今後2年間、1トン当たり30ユーロほどで凍結することである。第二に、EUの電力料金体系をメリットオーダーと呼ばれる方式に変更することである。

専門家は首相の提案に懐疑的である。他方、ポーランドだけでなく欧州でも、エネルギー危機が経済に及ぼす影響を抑えるための解決策は必要である。排出権の価格を低く設定することは、グリーンディールを実施するための金融手段をEU諸国から奪うことを意味する。ポーランド経済研究所は昨年7月、CO2排出権価格を2025年まで30ユーロで維持すれば、脱炭素化が非常に遅くなるとの試算を発表している。様々なシンクタンクによると、効果的な移行には1トン当たり60~120ユーロが必要であるとしている。

# 大使館からのお知らせ

# 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c\_info/oshirase\_schengen\_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

〇シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

# 欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

- 1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。
- 2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

- 3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。
- 4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。
- 5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

- (1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q&A」
  - (パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\_03.html に掲載。)
- (2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」
  - (パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph\_10.html に掲載。)
- (3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen\_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

#### 【車両突入型テロ】

- ●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- ●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

# 【爆弾、銃器を用いたテロ】

- ●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。
- ●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退

避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

#### 【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

# 【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- ●不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- ●会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- ●セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- ●二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

# エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起

現在、エチオピア全土に対して危険情報「レベル4:退避してください。渡航を止めて下さい。(退避勧告)」を発出しています。また、南アフリカにおいて報告されたオミクロン株の発生を受け、世界各国の水際対策措置が強化されています。

こうした状況を踏まえ、エチオピア・アディスアベボのボレ空港を利用した航空便の乗り継ぎは避けることを強くお勧めします。また、アフリカ地域への渡航を予定されている方は、利用する航空機の運航状況及び最終目的地の水際対策を確認するなど、関連情報の収集に努めてください。

# 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html

# 「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引っ越し、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html

(たびレジ) https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/

## 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/

# 領事部連絡先

E メール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号:22-696-5005(受付時間:月~金曜日 9:00~12:30、13:30~17:00)

# マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

#### 年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html

#### 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

# [お知らせ]大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30及び13:30 - 17:00

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: <u>infocul@wr.mofa.go.jp</u>、住所: Al. Ujazdowskie 51, Warszawa)

## 文化行事 · 大使館関連行事

# [開催中]展覧会「日本大工の伝統と職人技」【2022年6月19日(日)~10月16日(日)】

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghalこて、展覧会「日本大工の伝統と職人技」が開催中です。竹中大工道具館との協力で、日本の大工道具等を紹介する展覧会です。

開催場所: Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, ul. Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細:https://manggha.pl/wystawa/tradycja-i-kunszt-japonskiego-ciesielstwa

# [開催中]展覧会「日本の製紙工房」【2022年7月8日(金)~9月15日(木)】

ドゥシニキ=ズドゥルイ製紙博物館にて、展覧会「日本の製紙工房」が開催中です。日本の伝統工芸品である和紙とその歴史や製紙技術等を紹介する展覧会です。

Embassy of Japan in Poland

開催場所: Muzeum Papiernictwa w Dusznikach-Zdroju, ul. Kłodzka 42, Duszniki-Zdrój

詳細: https://muzeumpapiernictwa.pl/aktualnosci/za-siodma-gora-za-siodma-rzeka-czyli-o-tym-jak-japonski-warsztat-papierniczy-trafil-do-muzeum/

# [開催中]欧州相撲選手権大会【2022年9月1日(木)~4日(日)】

ヴィエルコポルスカ県クロトシン市にて、欧州相撲連盟主催「欧州相撲選手権大会」が開催されます。

開催場所: Hala Sportowo-Widowiskowa, ul. Olimpijska 10, Krotoszyn

# [予定]日本空手協会オープン空手選手権大会ルブシュ・カップ【2022年9月10日(土)】

ルブシュ県ジャリ市にて、空手クラブKontra主催「日本空手協会オープン空手選手権大会ルブシュ・カップ」が開催されます。

開催場所: ul. Stefana Okrzei 19, Żary

詳細: https://karatekontra.pl/29-wydarzenia/wydarzenia-2022/227-otwarty-turniej-karate-jka-lubusz-cup

# [予定]展覧会「記憶と感謝の花」及び展覧会「『命』に関するポーランドの子どもたちの絵」【2022年9月15日(木) ~10月15日(土)】

マウォポルスカ県ニェポウォミツェ市にて、ニェポウォミツェ博物館(ニェポウォミツェ城)及びマウォポルスカ県「音と言葉」センター主催の展覧会「記憶と感謝の花」及び展覧会「『命』に関するポーランドの子どもたちの絵」が開催されます。

展覧会「記憶と感謝の花」は、ニェポウォミツェ城にて9月15日(木)から10月9日(日)まで開催されます。澤岡泰子氏による木のリトグラフ作品の展覧会です。

展覧会「『命』に関するポーランドの子どもたちの絵」は、マウォポルスカ県「音と言葉」センターにて9月27日(火)から10月15日(土)まで開催されます。阪神淡路大震災後に、被災した日本の児童・生徒を受け入れたポーランドの都市や、シベリア孤児に縁のある都市に在住する子どもたちによる、「命」をテーマとした絵や和紙作品の展覧会です。

開催場所:ul. Zamkowa 2, 32-005 Niepołomice及びul. Zamkowa 4, 32-005 Niepołomice

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

## 皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

#### 【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index\_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ Eメールアドレス (newsmail@wr.mofa.go.jp)